

◎新潟県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市	上内竹438番地	仲川 重平 (理事長)
〃	〃	下新保404番地3	内田 信雄
〃	〃	五十公野4873番地	村山 隆
〃	〃	五十公野4090番地	小谷野 勝博
〃	〃	荒町甲476番地	坂井 與志一
監事	〃	下内竹449番地	加藤 研一
〃	〃	五十公野4093番地	川瀬 孝男

就任年月日 令和4年4月1日

2 退任

理事	新発田市	上内竹438番地	仲川 重平 (理事長)
〃	〃	諏訪町3丁目6番19号	長谷川 堅司
〃	〃	五十公野5140番地	平野 眞市
〃	〃	下新保404番地3	内田 信雄
〃	〃	五十公野4090番地	小谷野 勝博
監事	〃	下内竹449番地	加藤 研一
〃	〃	五十公野4093番地	川瀬 孝男

退任年月日 令和4年3月31日